

私一人はキメる日がある。

世の中に不平不満はたくさんあるのに、選挙には関心がないなんておかしい。投票は私たちを表現する私たちのイベント。一ればつかりは他人まかせじゃマズイと思わ。

#メルヒギはキメなきゃね。



**7月26日(日)は、
参議院議員通常選挙の
投票日です。**

◎福岡県選挙管理委員会

◎福岡県明るい選挙推進協議会

「シティ情報ふくおか」の広告による啓発

[参議院通常選挙]

参議院議員選挙常選通

7月26日

- ▶ 選挙区の投票用紙には候補者名を
- ▶ 比例代表の投票用紙には政党等の名称を

生活と政治を

つなぐこのの一票



投票所入場券は

これがなくても投票はできます。入場券がないときは、最寄りの選挙管理委員会にお問い合わせの上、身分を証明するもの（運転免許証・保険証等）を持ってお出かけください。

不在者投票は

投票当日、正当な事由によって投票所へ行つて投票することができない選挙人のための制度です。
そのような方は、入場券又は身分を証明するものと印鑑を持つて、最寄りの選挙管理委員会へお出かけください。

公示日から投票日の前日まで、毎日午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日も含む）できます。

投票上の注意

投票の順序は、

選挙区
比例代表の順です。

投票用紙の色は、

選挙区はうすい黄色
比例代表は白
です。

投票用紙には、

選挙区は候補者名
比例代表は政党名
を
書いてください。

間違えないように

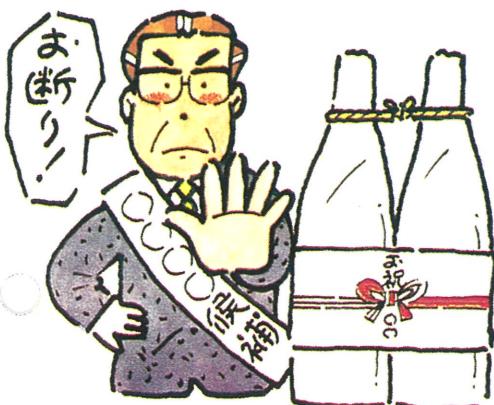


第16回参議院議員通常選挙

飲食物の提供の禁止

選挙運動に関して飲食物を提供することは原則としてできません。

- 選挙の時に有権者が候補者に陣中見舞としてお酒を持つていくことも禁止されています。
- 選挙事務所に激励に来た人に対してお弁当など飲食物を出すことも禁止されています。
- 運動員・労務者にはお弁当を出せますが、数量と金額に制限があります。



皆さん

ご存じですか

政治家（市町会議員・県議会議員
市町村長など）の
寄附は禁止されて

います。

市町会議員
県議会議員
市町村長など

政治家に、寄附を
要求することも
禁止されています。

5、有権者が威迫してあるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めるは法律で禁じられています。

2、政治家（候補者、候補者となる者とする者及び現に公職にある者）が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、いかなる名儀をもつてするものであっても禁止されています。原則としてすべて罰則の対象となります。

3、政治家は、選挙区内にある者に対し、答札のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状を出すことは禁止されています。

4、後援会が、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出すと处罚されます。

このようなことは禁止されています。



金のかからない
政治・選挙のために
寄附禁止のルールを
守りましょう。